

これからの学術情報システム構築検討委員会作業部会の設置に関する内規

〔 令和5年3月17日  
制 定 〕

(設置)

第1条 これからの学術情報システム構築検討委員会（以下「委員会」という。）規程の第7条に基づき作業部会（以下「作業部会」という）を設置する。

(設置する作業部会)

第2条 委員会の下に、次の作業部会を設置する。

- 一 システムワークフロー検討作業部会
- 二 ユーザーグループ運営作業部会

(ユーザーグループによる発議)

第3条 委員会は、ユーザーグループからの求めに応じ、作業部会の設置について審議する。

(所掌業務)

第4条 作業部会は、次の業務を遂行する。

- 一 システムワークフロー検討作業部会
  - ア 統合的発見環境に係る検討
  - イ 電子情報資源のデータ共有に係る検討
  - ウ メタデータ流通の高度化に係る検討
  - エ ERDB-JP の維持管理に係る業務
  - オ CAT2020 に係る運用移行支援業務
  - カ その他図書館システム・ネットワークのワークフローに係る業務
- 二 ユーザーグループ運営作業部会
  - ア 情報交換・意見交換のためのSNSの運営
  - イ イベント（ワークショップ・講習会等）の企画・運営
  - ウ ユーザーグループに係る規程等の整備（ユーザーグループからの作業部会設置の発議、サブグループ設置に関するものも含む）
  - エ 関連組織の調査・視察
  - オ ユーザーグループに係る問い合わせ対応
  - カ その他、ユーザーグループに係る業務

(設置期間)

第5条 作業部会の設置期間は、設置の日からその目的が達成されたと委員会が認めるときまでとする。

(運営)

第6条 作業部会の活動方針及び活動計画は、作業部会の協議を経て作業部会主査が策定し、委員会の承認を得るものとする。

2 作業部会主査は、委員会において作業部会の活動状況を報告するものとする。

3 作業部会の業務遂行において必要な場合は、作業部会委員以外の者の協力を得ることができるものとする。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課において処理する。

附 則

1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。

2 これからの学術情報システム構築検討委員会システムモデル検討作業部会内規(平成31年3月22日)は、廃止する。

3 これからの学術情報システム構築検討委員会システムワークフロー検討作業部会内規(平成31年3月22日)は、廃止する。